附　則

（経過措置）

第二条　指定障害児通所支援事業者であって、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、これを市町村（特別区を含む。第五項において同じ。）に提出することにより、障害児通所給付費を請求することができる。

［2～5　略］

6　第一項に規定する指定障害児通所支援事業者又は第四項に規定する指定障害児相談支援事業者は、第一項又は第四項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書、障害児通所給付費・入所給付費等明細書、障害児相談支援給付費請求書又は障害児相談支援給付費明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもの（以下「磁気ディスク等」という。）のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費を請求することができる。

［7・8　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中児童福祉法施行規則第三十六条の三十六第三項及び第三十七条第五項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則（以下この項において「新規則」という。）第五条の二の十二第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この府令の施行前においても、新規則の例によりすることができる。

（経過措置）

3　この府令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の母子保健法施行規則様式第三号による様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

4　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○法務省令第四十五号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月十四日

法務大臣　小泉　龍司

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（紛争の当事者に対する説明） **第十三条**　［略］ ［一～四　略］ 五　特定和解の成立により認証紛争解決手続が終了した場合における当該手続に係る手続実施記録の保存期間並びに当該手続実施記録の閲覧及び謄写又は複写に関する手続の有無及びその概要 2　［略］	（紛争の当事者に対する説明） **第十三条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［号を加える。］ 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。